

それぞれの個性を大切にする
社会の実現に向けて

男女共同参画週間

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ
☎366-0011

男女共同参画社会基本法を知っていますか？

戦後、日本国憲法に平等権、両性の本質的平等がうたわれ、世界的に女性の地位向上をめざす取り組みが進む中、1979年に国際連合において女性差別撤廃条約が採択され、国内でも国籍法、男女雇用機会均等法などの改正が行われ、1985年に条約に批准しました。その後、1995年に開かれた第四回世界女性会議における北京宣言および行動綱領を踏まえ、条約を実現するための国内法として1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行されました。

基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策などの立案や決定への共同参画、家庭生活とそのほかの生活との両立などを基本理念に掲げています。

また、条約および基本法、均等法では、慣習や構造による不利益に対して特別な機会を提供することで実質的な機会均等を実現する「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」を認めており、この考え方に基つき、2015年には一定規模以上の事業主に対し、期間を定めて女性の管理職比率を高めるなどの行動計画の策定を義務付ける、いわゆる女性活躍推進法が施行されました。市の推進プランも基本法の理念を基に計画目標を設定し、一部を推進法の規定に基づき市町村推進計画に位置付け取り組みを進めています。

きらっとぴあスタッフに聞いてみました

Q. きらっとぴあをどんな人に利用してほしいですか？
A. 女性に限らず老若男女、すべての市民に利用してもらいたいです。男女共同参画に関する講座のほかにも、気軽に参加できるイベントも実施しています。そのほか様々な相談機関などの案内もできますので、ぜひ利用してください。

Q. 「男女共同参画」と聞くと、女性だけの問題と思われがちですが？
A. 「母として、娘として、妻として、嫁として、こあるべき」と、長い間、女性はジェンダーによって縛られてきました。同じように「男らしくない」と、男性社会の固定観念になじまず悩んだ男性も少なくないはずです。ジェンダーは男性にも大きくかかる問題です。

Q. 実現には何が必要ですか？
A. すべての人を「女か、男か」に分けることで、「女・男の役割を固定化し」「女・男はこあるべき」と固定する社会規範をジェンダーといいます。この枠から外れると「普通じゃない」と言われてしまう。「普通って何？」と、当たり前を疑う視点を持つことが必要だと思います。

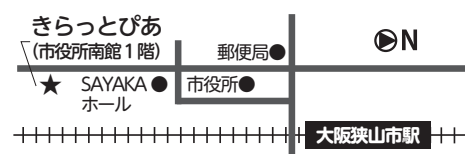
Q. 男女共同参画社会とは？
A. 女性も男性も性別にかかわらず、誰もがその人らしく伸びやかに生きられる社会です。「女性はこのあるべき・男性はこのあるべき」という社会規範に縛られず、「みんな違ってみんないい」と考え、その人の個性が大切にされる社会のことです。



近藤裕子さん

○きらっとぴあってこんなところ

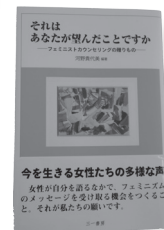
開設時間 月～金曜日午前10時～午後5時(第1・3土曜日は午前9時～午後0時)
※祝日など休日、年末年始を除く
業務内容 男女共同参画にまつわる講座の開催、本の貸出、女性のための相談(予約制) 詳しくは16ページ ☎247-7047



イベント情報や講座の様子をブログで配信しています



スタッフおすすめの本



「それはあなたが望んだことですか」河野喜代美



「女の子が生きていくときに、覚えてほしいこと」西原理恵子

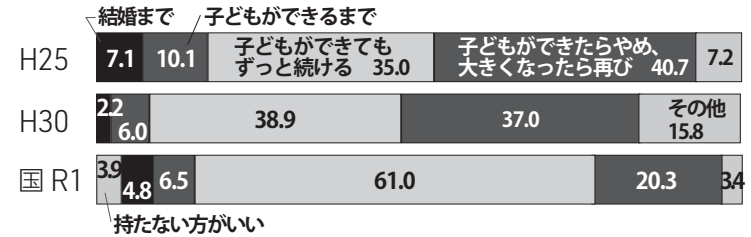
○市民の意識の変遷

[単位: %]

■「夫は外で働き、妻は家庭を守る」への意識



■「女性が職業を持つこと」への意識



■「女の子は女らしく、男の子は男らしくしつける」への意識



出典: 「大阪狭山市男女共同参画に関する市民意識調査」、内閣府「男女共同参画に関する世論調査」
「賛成」は「どちらかといえば賛成」との合計。「反対」も同様。

男女共同参画社会基本法が施行された6月23日から29日まで、国が定めた「男女共同参画週間」です。男性と女性が、家庭、地域、学校、職場で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

市では、性別に関係なく自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現のために、「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定しています。このプランは、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくため、市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すものです。

また、男女共同参画を進める拠点として、男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」を設置し、交流会や学習事業などを行っています。

○第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン

■計画の基本理念

1 男女が性別や年齢によって差別的な取り扱いをされず、個人として尊重される社会

2 男女が「社会の対等な構成員として、政策・意思決定に参画する機会が確保される社会」

3 あらゆる暴力のない、誰もが安心して豊かに暮らせる社会

■計画推進の指標(抜粋)

	現状(H30調べ)	5年後の目標
「男女共同参画社会」の周知度	51.2%	→ 80%
「女子差別撤廃条約」の周知度	19.0%	→ 30%
「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」の周知度	7.2%	→ 25%
女性のいない審議会などの数	50機関中3機関	→ 0機関
「女性のための相談窓口を知っている」市民の割合	43.0%	→ 70%

プラン全体と毎年の進捗状況は市ホームページで公開しています

市の財政事情をお知らせします

会計別予算の執行状況

令和元年度の一般会計予算額は、199億9586万円でスタートしました。前年度繰越予算6億6389万円と補正予算13億2059万円を加え、歳入歳出予算額は、219億8034万円となりました。3月31日現在の執行状況は、収入が83.3%に対して、支出が82.1%となっています(表1、2)。補正予算の主な内容は、プレミアム付商品券事業業務委託料として1億8025万円や、都市公園などの整備工事費として1億7470万円などがあげられます。その結果、当初予算に対して、9.9%の増加となりました。一般会計に国民健康保険特別会計など9つの特別会計を加えた全体でみると、収入済額が予算現額の85.3%、支出済額が83.6%となっています。

地方債・一時借入金の現在高

地方債は、建設事業などで大きな資金が必要な場合に、国や金融機関などからお金を借り入れるものです(表3)。地方債の総額は、約255億円です。なお、出納整理期間(※)中の借り入れもあるので、

最終的にはこれより多くなります。

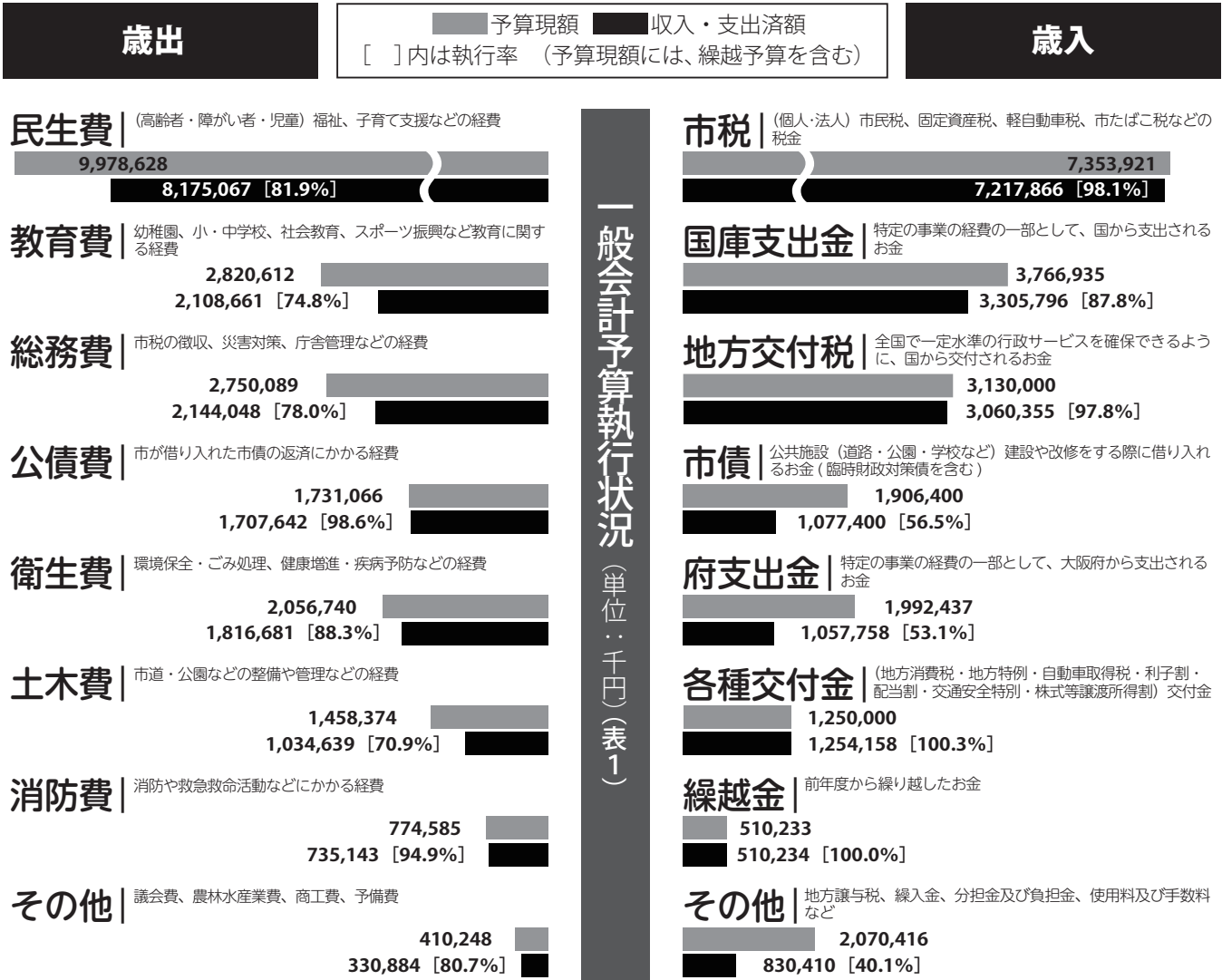
一時借入金とは、支払期限までに資金が不足した場合に、一時的に金融機関から借り入れるものです。なお、3月31日現在、借り入れはありません(表4)。

基金の状況

基金とは、家庭の貯金にあたるものです(表5)。一般会計と、国民健康保険や各財産区といった特別会計を含めた基金をあわせると、約52億円です。なお、基金についても、収支状況を考慮し出納整理期間中に調整を行うため、最終的な残高ではありません。

※出納整理期間とは

会計年度末(3月31日)までに確定したお金の受け入れと支払いについて、整理を行うために設けられている期間であり、翌年度の4月1日から5月31日までの2か月間をいいます。この期間に収入や支払いを行うものはまだ執行済みになっていないため、最終的な執行割合は各表(3月31日現在)よりも多くなります。



■一時借入金の現在高(表4)

(単位:千円)

名称	現在高
一般会計	0
特別会計	0
国民健康保険	0
介護保険	0
(企業会計)水道事業	0
(企業会計)下水道事業	0
合計	0

■基金の状況(表5)

(単位:千円)

名称	現在高
一般会計	3,847,081
財政調整基金	3,068,144
職員退職手当基金	291,287
地域福祉基金	257,905
文化振興基金	104,373
その他基金	125,372
特別会計	1,347,873
合計	5,194,954

■地方債の現在高(表3)

(単位:千円)

名称	現在高
一般会計債	16,749,412
臨時財政対策債	10,431,788
教育債	2,963,491
土木債	1,599,807
民生債	600,840
総務債	486,652
減税補てん等債	203,865
第三セクター等改革推進債	197,500
消防債	169,980
衛生債	89,900
農林水産債	5,589
(企業会計債)水道事業債	2,077,548
(企業会計債)下水道事業債	6,712,930
合計	25,539,890

問い合わせ 財政グループ ☎366-0011

■会計別予算執行状況(表2)

(単位:千円、%)

会計名		予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計		21,980,342	18,313,977	83.3	18,052,765	82.1
特別会計	国民健康保険	6,305,333	5,895,373	93.5	5,769,974	91.5
	介護保険	5,693,047	4,656,915	81.8	4,563,994	80.2
	後期高齢者医療	997,782	965,953	96.8	872,599	87.5
	池尻財産区	36,543	30,675	83.9	30,455	83.3
	半田財産区	23	7	30.4	7	30.4
	東野財産区	5,267	4,893	92.9	4,893	92.9
	今熊財産区	607	525	86.5	525	86.5
	岩室財産区	5,174	5,172	100.0	5,172	100.0
	茱萸木財産区	7,145	0	0.0	0	0.0
	小計	13,050,921	11,559,513	88.6	11,247,619	86.2
合計		35,031,263	29,873,490	85.3	29,300,384	83.6

■企業会計予算執行状況

(単位:千円、%)

会計名		収入			支出		
		予算現額	収入済額	執行率	予算現額	支出済額	執行率
水道事業	収益的	1,275,389	1,281,017	100.4	1,234,772	1,189,989	96.4
	資本的	292,879	282,986	96.6	547,027	400,951	73.3
下水道事業	収益的	1,633,177	1,608,690	98.5	1,626,667	1,564,176	96.2
	資本的	748,687	681,799	91.1	1,159,679	1,086,264	93.7

財政事情とは、市の予算の執行状況や地方債(国・金融機関などからの借入金)の現在高、基金(家庭でいう貯金)などの状況を表したものです。令和元年度下半期(令和2年3月31日現在の財政事情を公表します。

児童手当受給者は現況届の提出を

提出期間は
1日(月)～30日(火)

次の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもを養育している人に、児童手当を支給しています。受給している人は、6月中に現況届の提出が必要です。提出がない場合は、6月分から手当を受給することができませんので注意してください。

提出方法 市から送付される届の様式を、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。30日(火)必着(直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、6日(土)・20日(土)は午前中のみ受け付け) ※この期間に提出した人には、10月8日(木)に6～9月分の手当を支給します。現況届は提出期間以降も受け付けますが、その場合の支給日は未定です

また、子どもが生まれたとき、転入または転出したとき、

新たに対象となる年齢の子どもを養育することになったときは手続きが必要です。

児童手当は、申請月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日あるいは養育するようになった日の翌日から起算して15日以内に申請した場合は、誕生日あるいは養育するようになった日の翌月分から支給します。

今月は児童手当の支払い月です

2～5月分の児童手当を8日(月)に支払います。住所変更や対象児童数に変更があったときは、必ず届け出てください。届け出がない場合、後日返還金が生じることがあります。

問い合わせ 子育て支援グループ ☎366-0011

マイナンバー「通知カード」が廃止されました

出生などによるマイナンバーのお知らせは、通知カードを廃止し、個人番号通知書により行われることになりました。個人番号通知書は、住所などの記載の変更や再交付を行うことができず、マイナンバーを証明する書類として使用できません。また、既に持っている通知カードは、住所などの記載の変更や再交付ができなくなりました。

■マイナンバーを証明する場合は

今後、マイナンバーを証明する場合は、マイナンバーカードの提示、またはマイナンバーを記載した住民票の写しの提出が必要となります。なお、当面、通知カードは、住所や名前などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

パブリックコメントを募集します

募集期間は
19日(金)～7月21日(火)

次の計画(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報は公表しません。また、個別に連絡することはありません。

【堺市・大阪狭山市広域消防運営計画(素案)】

令和3年4月から開始する市消防事務の委託に際し、広域化後の堺市および大阪狭山市の消防における円滑な運営を確保するため、「堺市・大阪狭山市広域消防運営計画」を策

定します。

閲覧期間 19日(金)～7月21日(火) **閲覧場所** 市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、市民活動支援センター、消防本部、消防署ニュータウン出張所 ※市ホームページからも閲覧可 **意見の提出方法** 書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、〒589-8501大阪狭山市消防本部総務グループ。ファクシミリ(FAX366-7666)、電子メール(shoubou-soumu@city.osakasayama.osaka.jp)または直接も可 **募集期間** 19日(金)～7月21日(火)

問い合わせ 消防本部 ☎366-0055

障がい者(児)給付金を支給します

申請期間は
1日(月)～20日(土)

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を持ち、支給要件を満たす人に障がい者(児)給付金を支給します。支給日は7月下旬を予定しています。申請は毎年必要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年度の給付金受給者には案内と申請書を送付します。

対象 次の支給要件すべてを満たす人 ○身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(支給基準日である7月15日現在有効なもの)のいずれかを持つ人、○基準日まで引き続き3か月以上(令和2年4月16日以前から)市の住民基本台帳に記録されている人、○手帳を持つ人の世帯全員の市民税が非課税、または全額免除されていること **申請方法** 申請書、支給要件となる手帳の写し、振込口座が確認できるものの写しを、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループへ郵送、または申請書、支給要件となる手帳、印鑑、振込口座が確認できるものを持って、福祉グループへ直接も可 ※申請書は市ホームページからダウンロードまたは福祉グループへ送付依頼も可。障がい者

本人または同居の親族を申請者としてください **申請期限** 20日(土)必着(直接の場合は土・日曜日を除く。ただし、6日(土)・20日(土)は午前中のみ受け付け) ※支給に際しては、課税状況を確認するため、給付金の申請前に世帯全員の前年所得に関する申告が必要です。申告していない場合は、申請前に必ず申告してください。また、令和2年1月2日以降に市に転入した人(世帯)は、転入前に住んでいた市町村が発行する令和2年度市民税課税証明書が必要です

支 給 額	身体障がい者手帳		精神障がい者保健福祉手帳	
	1・2級	15,000円	1級	15,000円
	3・4級	8,000円	2級	8,000円
	5・6級	5,000円	3級	5,000円
	療育手帳		※複数の手帳を持ち、支給要件に重複して該当する場合は、金額の高い給付金のみを支給します	
	A	15,000円		
	B1	8,000円		
B2	5,000円			

問い合わせ 福祉グループ ☎349-9407

福祉農園利用者を募集します

申請期間は
1日(月)～12日(金)

市民の健康増進と土を通じた生きがいづくりを目的に、福祉農園利用者を募集します。

ところ 第7号/池尻北二丁目789-1、第8号/池尻北二丁目844-1、第9号/茱萸木四丁目447 **対象** 市内に住んでいて市の住民基本台帳に記録されている人で、次のいずれかに該当する人 ○60歳以上の人、○身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を持つ人、

○生活保護を受けている人 **利用期間** 7月1日(水)～令和5年1月31日(火) **費用** 無料(農具・肥料・水そのほか農園の管理費用は使用者負担) **申し込み** 1日(月)～12日(金)に印鑑を持って、市役所高齢介護グループへ直接 ※60歳以下の人で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人は、手帳の写しを持参してください。希望者多数の場合は抽選

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

第20回子ども絵画展「狭山池や博物館・郷土資料館を描こう！」作品募集

問い合わせ 狭山池博物館 ☎367-8891

対象 小学生以下の人 **テーマ** 狭山池や狭山池博物館など **画材** 画用紙/4つ切り、縦横は自由、色彩/クレヨン・クレパス・水彩・鉛筆など ※画用紙は狭山池博物館・受付で配布します **参加費** 無料 **応募方法** 2日(火)～7月5日(日)に作品の裏に住所・名前・学校名・学年・電話番号を書いて、狭山池博物館へ直接 **【作品展示】** **とき** 7月18日(土)～8月23日(日) **ところ** 狭山池博物館内 ※優秀作品は8月16日(日)に表彰します